

○総務省告示第二百六十六号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十四年総務省告示第四百七十一号）の一部を次のように変更し、平成三十年七月二十九日から施行する。

平成三十年七月二十七日

総務大臣 野田 聖子

次の表により、変更前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する変更後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

変更後	変更前											
<p>[第1～第3 略]</p> <p>第4 特定基地局の開設計画の認定において指定された周波数</p> <table border="1"> <tr><td>99MHz を超え 108MHz 以下</td></tr> <tr><td>773MHz を超え 803MHz 以下</td></tr> <tr><td>945MHz を超え 960MHz 以下</td></tr> <tr><td>1805MHz を超え 1845MHz 以下</td></tr> <tr><td>3400MHz を超え 3600MHz 以下</td></tr> </table>	99MHz を超え 108MHz 以下	773MHz を超え 803MHz 以下	945MHz を超え 960MHz 以下	1805MHz を超え 1845MHz 以下	3400MHz を超え 3600MHz 以下	<p>[第1～第3 同左]</p> <p>第4 特定基地局の開設計画の認定において指定された周波数</p> <table border="1"> <tr><td>99MHz を超え 108MHz 以下</td></tr> <tr><td>773MHz を超え 803MHz 以下</td></tr> <tr><td>945MHz を超え 960MHz 以下</td></tr> <tr><td>1805MHz を超え 1845MHz 以下</td></tr> <tr><td>2625MHz を超え 2645MHz 以下</td></tr> <tr><td>3400MHz を超え 3600MHz 以下</td></tr> </table>	99MHz を超え 108MHz 以下	773MHz を超え 803MHz 以下	945MHz を超え 960MHz 以下	1805MHz を超え 1845MHz 以下	2625MHz を超え 2645MHz 以下	3400MHz を超え 3600MHz 以下
99MHz を超え 108MHz 以下												
773MHz を超え 803MHz 以下												
945MHz を超え 960MHz 以下												
1805MHz を超え 1845MHz 以下												
3400MHz を超え 3600MHz 以下												
99MHz を超え 108MHz 以下												
773MHz を超え 803MHz 以下												
945MHz を超え 960MHz 以下												
1805MHz を超え 1845MHz 以下												
2625MHz を超え 2645MHz 以下												
3400MHz を超え 3600MHz 以下												
<p>備考 表中の「」の記号は注記がある。</p>												